

国産大豆シンボルマーク使用許諾要領

制定	平成12年4月1日
改定	平成13年4月1日
改定	平成14年7月1日
改定	平成15年4月1日
改定	平成22年7月1日
改定	平成26年2月1日
改定	平成30年11月21日

全国農業協同組合連合会（以下「全農」という。）が商標登録（登録番号 4455813）している国産大豆シンボルマーク（以下「マーク」という）に関する使用許諾について、次のとおり定める。

1. 目的

国産大豆を100%使用した大豆商品（大豆および大豆を主たる原料とする加工品をいう、以下同じ）について、識別を容易にし、その品質等を消費者にアピールすることを目的として定められたマークの適正使用のため、この使用基準を定める。

2. 図柄等

- （1）マークのデザインおよび縦・横の比率は、別図のとおりとする。
- （2）マークを使用者がみだりに改変して使用することはできない。ただし、容器包装のデザイン上、色を適宜選択しても差支えない。
- （3）マーク本体に係らない範囲で、上下左右に文字を書き込んで使用することができる。
- （4）併記する文字は、全農の許諾を得たものに限る。

3. マークの商標権

- （1）マークに関する商標権は、全農が所有する。
- （2）このマークは、無断で使用することはできない。また、無断で印刷することができない。
- （3）このマークの使用を全農から許諾された者（通常使用権者）は、他人にマークの通常使用権を譲渡することはできない。
- （4）このマークと誤認される類似のマークは、使用または出願してはならない。

4. マークの使用申請承認

2018年11月21日をもって、新たな使用申請の承認を中止する。なお、既になされた使用承認は、11項「使用期間」に定める期間まで使用ができる。

5. マークの表示条件

- （1）マークは、原料大豆の100%が国産大豆である大豆商品でかつ、製造者氏名または販売者氏名が明記されている商品でなければ表示してはならない。
- （2）マークは、前項の表示をした商品をまとめて収容する容器箱に表示することができる。ただし、容器箱に商品製造者氏名または販売者氏名を明記しなければならない。
- （3）マークは、国産大豆の産地からの出荷容器に表示することができる。ただし、出荷容器に出荷者氏名または出荷農協名を明記しなければならない。

(4) マークは、国産大豆または国産大豆商品のPRのために作られるポスター、チラシ、パンフレット等の資材に表示することができる。ただし、資材に制作者氏名を明記しなければならない。

(5) マークは大豆または大豆商品の生産・流通関係者の名刺に印刷することができる。

6. マークの使用料

現使用者におけるマークの使用料は、無料とする。

7. マークの表示方法

(1) マークはシールに印刷し、商品の包装容器または包装紙に貼付表示することができる。

(2) マークは商品の包装容器または包装紙に直接印刷表示することができる。

8. 使用者の義務

(1) マークを使用するものは、関係法規を遵守するとともに、商標の機能を損ない権利の喪失を招くことのないように努めるものとする。

(2) 第三者が商標を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は直ちに全農に通知するものとする。

(3) 第三者との係争、審判、訴訟等について全農に協力して対処し、具体的措置の方法、費用の負担等についてはその都度両者協議して決定するものとする。

(4) 使用者は使用する商標を付した商品の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、全農に迷惑を及ぼさないよう処理するものとする。

(5) 使用者は、毎年2月末日時点のマークの使用実態を3月末日までに「様式2」により報告しなければならない。また、これに関わらず、全農から要請がある場合もマークの使用実態を報告または使用商品の包装資材等を提出しなければならない。

(6) また、申請者の住所・電話番号・代表者が変更となった場合、「様式5」の「申請者連絡先等変更報告書」を提出しなければならない。

(7) マークを使用した商品の製造を中止する場合、「様式4」の「使用許諾取り消し申請書」を提出しなければならない。

9. マークの使用許諾の取り消し

(1) マークを表示する者がこの要領を遵守しない場合、不正に使用した場合もしくは催告しても応じない場合には、使用許諾を取り消すことができる。

(2) 取り消しは書面で通知するものとし、申請時の申請者の住所（もしくは様式5により変更された住所）に通知し、送達されない場合には通知されたものとみなす。

10. 要領の改定

全農は使用者の承諾を得ることなく、この要領を改定することができる。この場合、変更した要領について、インターネット等で公表することとする。

11. 使用期間

許諾日から許諾日以降最初に到来する3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに使用者・許諾者いずれからも申し出がない場合は、自動延長するものとするが、有効期間は2021年12月末とする。

(1) 2021年12月末をもって、マークの使用を全面的に中止することとする。

(2) 使用者は2021年12月末までに計画的にマーク使用を取り止める。

12. その他

2031年2月24日以降、全農はマークに関するトラブル・訴訟等には一切関与しない。

附則

1. 制定、改廃

この要領の制定、改廃は、全農麦類農産部長が決定する。

2. 疑義解明

この要領の解釈その他の疑義は、全農麦類農産部大豆・特産課長が決定する。

3. 施行月日

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附則（抄）

この要領の改定は、平成26年2月1日からとする。

この要領の改定は、平成30年11月21日からとする。